

○非常通報装置の設置及び運用要領の制定について(通達)

(平成 16 年 3 月 2 日岡通指第 10 号／岡生企第 96 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月岡務第 287 号

各部長

首席監察官

各所属長

非常通報装置による通報については、事案に迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、このたび、非常通報装置の適正な設置と的確な運用を図るため、非常通報装置の設置及び運用要領を別添のとおり定め、平成 16 年 3 月 12 日から施行することとしたので、誤りのないようされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 非常通報装置の設置運用要領の制定について(昭和 53 年 10 月 9 日岡外勤第 523 号)
- 2 学校等及び児童福祉施設等への非常通報装置の設置に関する相談への対応要領について(平成 13 年 12 月 5 日岡通指第 161 号)
- 3 特定郵便局に設置する通報装置の設置運用要領について(平成 15 年 8 月 27 日岡通指第 77 号)

別添

非常通報装置の設置及び運用要領

第 1 趣旨

この要領は、非常通報装置の適正かつ効果的な運用を図るため、その設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において「非常通報装置」とは、緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報を、あらかじめ記録された音声又はデータにより地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)に送信する装置(犯罪被害者の保護対策等のため、一時的に設置又は貸与する通報装置を除く。)をいう。

第 3 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯及び安全確保のための措置が執られている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設、重要防護対象施設その他これらに準ずる施設のうち、事案が発生した場合の被害程度及び社会的影響並びに通信指令課における受理体制を総合的に勘案して、設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

第 4 非常通報装置の要件

非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 1 センサー等による感知により自動的に通報するものでないこと。
- 2 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えたものであること。
- 3 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を受信した場合において、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認知することができるものであること。
- 4 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができるものであること。
- 5 1 から 4 に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められるものであること。

第 5 非常通報装置の設置等に係る手続

1 非常通報装置の新設手続

第 3 に規定する施設に非常通報装置を設置しようとする者(以下「新設者」という。)は、次により警察本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

- (1) 新設者は、非常通報装置を設置する施設(以下「設置施設」という。)の所在地を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)に、次に掲げる書面を 2 部提出するものとする。

ア *非常通報装置設置申請書(様式第 1 号)

イ *非常通報装置設置施設付近見取図(様式第 2 号)

ウ *設置図(様式第 3 号)

- (2) 提出書類を受理した管轄警察署長は、当該申請に係る工事計画を確認し、速やかに必要な調査及び指導を行った上、*非常通報装置に関する調査書(様式第 4 号)を作成し、申請書類とともに、地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)を経由して本部長に報告するものとする。
- (3) 調査書等の送付を受けた通信指令課長は、生活安全部生活安全企画課長と協議の上、本部長に報告するものとする。
- (4) 本部長は、申請に係る施設が第 3 に規定する施設に該当し、かつ、第 4 に規定する要件を満たす場合は、設置を承認し、*非常通報装置設置承認書(様式第 5 号)により、新設者及び管轄警察署長に通知するものとする。
- (5) 申請に係る施設が、第 3 に規定する施設に該当せず、又は上記第 4 に規定する要件を満たさないと認められる場合は、新設者及び管轄警察署長に対し、当該装置による通報に対応することができない旨を通知するものとする。
- (6) 承認の通知を受けた管轄警察署長は、通信指令課長に連絡の上、新設者に対し、開通試験を行うように指導するものとし、開通試験において、不具合が生じた場合は、新設者に対して是正を求めるものとする。

2 申請内容の変更

非常通報装置の設置承認を受けた者(以下「設置者」という。)が申請内容に変更が生じた場合は、事前に次の手続を行うものとする。

(1) 施設を移転する場合

設置者は、非常通報装置を設置した施設を移転しようとする場合は、あらかじめ十分な時間的な余裕をもって、新設手続に準じた手続を行うものとし、移転元の設置施設については、*非常通報装置廃止届(様式第6号)により、廃止の届出を行うものとする。

(2) 申請内容の変更

ア 設置者は、住居表示、施設名称、接続電話番号、連絡電話番号又は非常通報装置の機種及び形式を変更する場合は、*非常通報装置変更届(様式第7号)を管轄警察署長に2部を提出し、非常通報装置の位置等を変更しようとする場合にあっては、非常通報装置変更届に変更後の設置図を添付するものとする。

イ 通信指令課長及び管轄警察署長は、変更内容を確認するとともに、非常通報受理システムの変更を行うこととする。

ウ 申請内容の変更が非常通報装置の機器、接続番号又は通報録音文の変更を伴う場合は、事前に通報試験を行うものとする。

(3) 設置者に対する指導

非常通報装置の新設に伴う通報試験(変更時の通報試験を含む。)及び定期通報試験並びに管轄警察署長の行う現地調査により、改善措置が必要と認められる場合は、設置者に対し、必要な指導を行い、是正を求めることとする。

なお、設置者がこれに従わない場合並びに非常通報装置の設置及び運用並びにその他施設の防犯及び安全確保に関する本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対して、設置の承認を取り消し、又は廃止を求め、当該施設からの非常通報に対応できない旨を通知するものとする。

第6 留意事項

- 1 通信指令課長及び管轄警察署長は、設置者に対し、第5の指導に理解が得られるよう、あらかじめ十分説明するものとする。
- 2 通信指令課長及び管轄警察署長は、あらゆる機会を通じて設置施設の位置、運用形態の把握に努めるものとし、非常通報装置の変更を認知した場合は、当該設置者に対して必要な手続を行うよう指導をするものとする。
- 3 通信指令課長は、非常通報装置による通報、誤報の件数その他非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われていること又は誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証するものとする。

- 4 管轄警察署長は、非常通報装置の設置等に関する相談を受理した場合は、通信指令課長と必要な連絡、調整及び協議を行い、非常通報装置の必要性等を検討した上で対応するものとする。

第7 設置者に対する指導事項

通信指令課長及び管轄警察署長は、設置者に対して次の事項を指導するものとする。

- 1 誤報の防止と装置の保守及び点検

誤報等の防止を図るため、非常通報装置の構造等について十分な知識を有する者(以下「保守点検業者」という。)の保守点検を定期的を受け、その結果を記載した書面を保管すること。

- 2 運用責任者の指定

設置施設ごとに非常通報装置の運用責任者を置き、職員に対して運用指導を行うとともに、非常通報装置の設置、運用その他設置施設の防犯及び安全確保に関する事項を遵守すること。

- 3 誤報又は不適切な使用時の措置

誤報又は不適切な使用があった場合は、当該誤報の原因の究明をするとともに、再発防止のための必要な措置を講ずるものとし、管轄警察署長に*誤報等の措置状況報告書(様式第8号)を2部提出すること。

- 4 定期通報試験の実施

保守点検業者と調整し、計画的な定期点検を実施すること。

なお、その計画は、試験を実施しようとする前月末までに本部長に提出することとするが、計画表の提出は、当該施設の指導機関又は非常通報装置の保守点検業者等がとりまとめて行うことができるものとする。

- 5 非常通報装置の廃止

非常通報装置を廃止しようとする場合は、非常通報装置廃止届により、管轄警察署長に2部提出すること。

第8 経過措置

- 1 この要領の施行の際、既に設置されている非常通報装置は、この要領で設置の承認を受けたものとして取り扱うものとする。

- 2 通信指令課長及び管轄警察署長は、*非常通報装置設置者名簿(様式第9号)を作成し、設置、変更及び廃止の都度、その状況を明らかにし、非常通報装置の適正な運用を図るものとする。

第9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
非常通報装置設置申請書	通信指令課及び受理した警察署	長期
非常通報装置設置施設付近見取図	通信指令課及び受理した警察署	長期

設置図	通信指令課及び受理した警察署	長期
非常通報装置に関する調査書	通信指令課	長期
非常通報装置設置承認書	通信指令課及び受理した警察署	長期
非常通報装置廃止届	通信指令課及び受理した警察署	長期
非常通報装置変更届	通信指令課及び受理した警察署	長期
誤報等の措置状況報告書	通信指令課	長期
非常通報装置設置者名簿	通信指令課及び作成した警察署	長期